

参考資料

参考資料－ 1 鳴門市公共交通連携協議会構成員

(平成 22 年 3 月 30 日現在)

所 属	役 職	委 員	役 員
鳴門市	副市長	平野 悦男	会長
鳴門市	企画総務部長	左倉 昇	副会長
鳴門市企業局	次長	田村 豊	
徳島バス(株)	常務取締役兼営業部長	吉岡 正俊	
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	徳島国道出張所長	新池 保徳	
徳島県東部県土整備局(鳴門)	技術課長補佐	岸上 務	監事
徳島県鳴門警察署	交通課長	森 利行	
徳島大学大学院	教授	山中 英生	
徳島県県土整備部運輸政策総局交通政策課	課長	中本 頼明	監事

■オブザーバー

国土交通省四国運輸局徳島運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)	佐野 満
国土交通省四国運輸局徳島運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	石垣 融二

参考資料－２ 鳴門市地域公共交通会議構成員

(平成 22 年 3 月 30 日現在)

構成員の区分	左の区分の構成員として定めるもの又は指名するもの	役 職	委 員
住民又は利用者の代表	鳴門市自治振興連合会	会長	林 一重
	鳴門市社会福祉協議会	会長	多智花 亨
	鳴門市幼小中 P T A 連合会	会長	小西 努
	鳴門市老人クラブ連合会	会長	山尾 秀男
一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者	鳴門市運輸事業	企業局次長	田村 豊
	徳島バス (株)	常務取締役兼営業部長	吉岡 正俊
	(社) 徳島県バス協会	専務理事	関本 正康
	徳島県タクシー協会 (推薦)	鳴門第一タクシー (有) 取締役	長尾 春代
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	鳴門市交通労働組合	委員長	江澤 邦弘
徳島運輸支局の職員	国土交通省四国運輸局徳島運輸支局	首席運輸企画専門官	佐野 満
市の職員	副市長及び部長級職員	副市長	平野 悦男
		企画総務部長	左倉 昇
道路管理者	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	徳島国道出張所長	新池 保徳
	徳島県東部県土整備局 (鳴門) 維持管理担当	技術課長補佐	岸上 務
警察署	徳島県鳴門警察署交通課	課長	森 利行
徳島県	徳島県県土整備部運輸政策総局交通政策課	課長補佐	中西 洋一
学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者	徳島大学大学院	教授	山中 英生

参考資料－3 鳴門市公共交通連携協議会規約

鳴門市公共交通連携協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳴門市公共交通連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 鳴門市役所企画課調整課内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の設置目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の職員
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 警察署、学識経験者その他協議会の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(報償)

第6条 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

2 前項により謝礼を受ける委員は、第4条第1項第4号の規定に基づく委員とする。ただし、公の職務にあるものは除くものとし、鳴門市地域公共交通会議と同日開催の場合は支給しないものとする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名するものをもって充てる。
- 4 監事は、委員の中からこれを選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果等の尊重義務)

第10条 協議会は、鳴門市地域公共交通会議において協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

- 2 協議会の構成員は、協議会において協議が整った事項については、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳴門市企画調整課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入（以下「負担金等」という。）をもって充てる。

(財務に関する事項)

- 第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
 - 3 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(運営に関する責任)

第15条 協議会の運営においては、第3条に規定する業務及び負担金等の取り扱いに関し、鳴門市の責任において対応するものとする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年3月17日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。
- 3 最初の会議は、第9条第1項の規定にかかわらず鳴門市長が招集するものとする。

参考資料－４ 鳴門市地域公共交通会議設置要綱

鳴門市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため鳴門市地域交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員は20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市民又は利用者の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 四国運輸局徳島運輸支局の職員
- (5) 市の職員
- (6) 道路管理者、警察署、学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(報償)

第5条 委員に対する謝礼は報償金として予算の範囲内で支給する。

(交通会議の会長)

第6条 交通会議に、会長を置き、鳴門市長の指名する者がこれにあたる。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

- 第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
 - 3 会長は必要に応じ、委員以外の者を会議に参加させることができる。
 - 4 会議の議事は、全会一致を原則とし、これによりがたいときは、出席委員の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 5 会議は、原則として公開とする。

(専門部会)

- 第8条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を設置することができる。

(協議結果の取扱い)

- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

- 第10条 交通会議の庶務は、企画調整課において処理する。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年11月 1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の最初の任期は、平成21年3月31日までとする。

参考資料－５ 鳴門市公共交通連携協議会等の開催経緯

【平成２０年度】

平成２１年 ３月１７日 第１回鳴門市公共交通連携協議会 開催
・鳴門市公共交通連携協議会規約案、予算等について

【平成２１年度】

平成２１年 ６月２３日 第１回鳴門市公共交通連携協議会 開催
・委託業務の概要、作業スケジュール等について

８月２９日 鳴門市公共交通利用実態調査（第１週）の実施
（８月２９日～９月２０日）

９月２３日 鳴門市公共交通に関する観光客アンケートの実施

９月２４日 鳴門市公共交通に関するバス利用者アンケートの実施
（９月２４日～１０月１３日）

鳴門市公共交通利用実態調査（第２週）の実施
（９月２４日～１０月１９日）

※一部路線の補完調査を１０月２１、２２日に実施

９月２５日 鳴門市公共交通に関する市民アンケートの実施
（９月２５日～１０月５日）

１１月３０日 第２回鳴門市公共交通連携協議会 開催
（鳴門市地域公共交通会議と合同開催）
・アンケート結果、連携計画の方向性について

平成２２年 １月２７日 第３回鳴門市公共交通連携協議会 開催
（鳴門市地域公共交通会議と合同開催）
・連携計画（素案）について

２月 １日 パブリックコメントの実施（２月１日～２月１９日）

３月３０日 第４回鳴門市公共交通連携協議会 開催
（鳴門市地域公共交通会議と合同開催）
・連携計画の承認

鳴門市地域公共交通総合連携計画

平成22年3月

発行 徳島県鳴門市
〒772-8501
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
企画総務部 総合政策局 企画調整課
TEL 088-684-1013 (直通)
FAX 088-684-1336 (直通)
<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>